

くるめ見守りネットワーク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民や事業活動を通じて高齢者等と接することの多い事業者と連携することにより、何らかの支援を必要としている高齢者等を早期に発見し、必要な支援を行うなど、地域社会全体で高齢者等を見守る体制を確保し、高齢者等が地域から孤立することなく安心して暮らせるよう支援するくるめ見守りネットワーク事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者等 市内に居住する65歳以上の者、障害者、子ども等見守りが必要な者をいう。
- (2) 協力事業者 見守り対象者の発見及び情報の連絡を担う民間事業者等で協定を締結した者をいう。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、久留米市（以下「市」という。）とする。

(協力事業者の申請)

第4条 くるめ見守りネットワークの趣旨に賛同し参画を希望する事業者は「くるめ見守りネットワーク協力事業者申請書」（第1号様式）を市長に提出する。

(協定の締結)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは速やかに審査し、第3項に規定する場合を除き、協定を締結する。

2 市長は、前項により協定を締結した事業者に対し、「くるめ見守りネットワーク協力事業者証」（第2号様式）及び「ステッカー」を交付するとともに、事業者名を市のホームページに掲載する。

3 次の各号に掲げる事業者とは協定を締結できないものとする。

- (1) 各種法令に違反している事業者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者
- (3) その他市長が協力事業者として参画することが不相当と判断した事業者

(協定の解除)

第6条 市長は、次の各号に掲げる事項が生じたときは協定を解除するものとする。

- (1) 協力事業者が市に「くるめ見守りネットワーク協力事業者辞退届」（第3号様式）を提出したとき。

(2) 協力事業者が廃業したとき。

(3) 市長が協力事業者として不適当と認めたとき。

(事業内容)

第7条 本事業は、次の各号に掲げる事項を行う。

(1) 地域住民及び協力事業者は、市内において高齢者等の異変に気付いたときは、「くるめ見守りホットライン」に通報するものとする。ただし、緊急性があると判断した場合は、必要な措置を行うとともに、消防署又は警察署へ通報するものとする。

(2) 前号の規定により通報を受けた市は、高齢者等の状況を確認するとともに、適切な支援を行うものとする。

(個人情報の取り扱い)

第8条 地域住民及び協力事業者は見守りの実施にあたって知り得た個人情報を他に漏らし、又は、本事業以外の目的に利用してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年9月9日から施行する。
- 2 くるめ見守りネットワーク協力事業者等募集要項の規定により締結した協力事業者との協定は、この要綱に引き継がれるものとし、くるめ見守りネットワーク協力事業者等募集要項は廃止する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

久留米市長

(申請者) 所在地
事業者名
代表者

くるめ見守りネットワーク協力事業者申請書

久留米市の「くるめ見守りネットワーク」の趣旨に賛同し、協力事業者として下記のとおり申請します。

記

事業者名	(ふりがな)		
事業エリア (久留米市内で)	<input type="checkbox"/> 市内全域 <input type="checkbox"/> その他 ()		
連絡先等	〒		
	電話 番号		FAX 番号
	E- mail		
事業内容			
営業時間		定休日	
市ホームページ への掲載について	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない		
連絡担当者	所属・職名		
	氏 名		
	連絡先 (電話・FAX)		

第2号様式（第5条関係）

第 号

くるめ見守りネットワーク協力事業者証

様

地域で見守り活動を実施する「くるめ見守りネットワーク協力事業者」であることを証します。



年 月 日

久留米市長

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

久留米市長

所在地
事業者名
代表者

くるめ見守りネットワーク協力事業者辞退届

くるめ見守りネットワーク事業の協力事業者を辞退したいので届け出ます。

記

辞退理由：